株主各位

東京都港区新橋5丁目36番11号 横浜ゴム株式会社 代表取締役社長山石昌孝

第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後記4.の「議決権の行使についてのご案内」をご参照のうえ、2018年3月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2018年3月29日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
- 2. 場 所 東京都港区新橋 5 丁目36番11号 当社 9 階ホール
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第142期 (2017年1月1日から) 事業報告の内容、 2017年12月31日まで) 事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第142期 (2017年1月1日から)計算書類の内容報告の件

決議事項 (株主総会参考書類は、35頁以降に記載しております。)

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役(社外取締役を除く。) に対する譲渡制限 付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年3月28日 (水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合 インターネット等により議決権を行使される場合には、51頁から52頁に 記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、 2018年3月28日(水曜日)午後5時30分までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。 また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

[◎]当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご 提出くださいますようお願い申しあげます。

[◎]本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.y-yokohama.com/cp/ir/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。

なお、上記書類は、本招集ご通知に添付した他の書類とともに、会計監査人または監 査役の監査対象となっております。

[◎]株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、 上記の当社ウェブサイトに修正後の内容を掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(2017年1月1日から) 2017年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

海外生産拠点である「ヨコハマタイヤ フィリピン INC. (YOKOHAMA TIRE PHILIPPINES, INC.)」において、2017年5月14日に発生した火災につきましては、地域の皆様をはじめ、株主様、お客様、行政および関係各方面に多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことをあらためて深くお詫び申しあげます。

早期の復旧に向けて、当社グループ一丸となって真摯に取り組んでまいります。

当期における当社グループをとり巻く環境は、国内では、堅調な雇用情勢や個人消費の回復、世界景気の回復を背景とした輸出の増加など、企業収益の改善が続き、景気は緩やかに回復しました。

また、海外においても、米国では堅調な個人消費が持続しているほか、株価も上昇するなど、引き続き景気の拡大が見られました。欧州では輸出の増加などにより景気の回復が持続し、加えて中国でも、景気は底堅く推移しました。

国内のタイヤ業界においては、新車用タイヤ、市販用タイヤともに前年を上回るなど 堅調に推移しました。

こうした経営環境の中、当社グループは、販売力の強化、業務の効率化、コスト削減、タイヤのメーカー出荷価格改定などに取り組み、当期の連結売上高は6,680億49百万円(前期比12.1%増)と過去最高の売上高となりました。利益面では、連結営業利益が519億33百万円(同22.7%増)、連結経常利益が528億87百万円(同35.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は352億17百万円(同87.5%増)となりました。

なお、火災による固定資産やたな卸資産の滅失損失および異常操業損失等の損失金額は、通期の連結業績において、41億76百万円の特別損失を計上しました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

タイヤ

売上高は、4,816億39百万円(前期比6.9%増)で、当社グループの総売上高の72.1%を占めております。

営業利益は、400億61百万円(前期比10.3%増)となり、営業利益全体の77.1% を占めております。

新車用タイヤの販売は、アジアを中心とした海外が好調で、販売量、売上高ともに 前期を上回りました。

また、プレミアムカーへの新車装着も順調で、国内外のカーメーカーに数多く採用されました。

市販用タイヤの販売は、国内では9月に発売したスタッドレスタイヤの新商品「iceGUARD 6 (アイスガード シックス)」が好調に推移したほか、11月には、ヨコハマ史上最高の静粛性を提供するプレミアムコンフォートタイヤ「ADVAN dB V552 (アドバン・デシベル・ブイゴーゴーニ)」を発売するなど、高付加価値商品の販売を中心に好調に推移し、販売量、売上高ともに前期を上回りました。

また、海外においても、東南アジア、ロシアを中心に好調に推移しました。

② MB (MB: マルチプル・ビジネスの略)

売上高は、1,141億85百万円(前期比1.8%増)で、当社グループの総売上高の 17.1%を占めております。

営業利益は、77億5百万円(前期比2.9%増)となり、営業利益全体の14.8%を占めております。

ホース配管事業は、中国および国内での建機市場の回復を受け、売上高は前期を上回りました。

工業資材事業は、海外におけるコンベヤベルトおよび国内での土木市場関連商品が好調だったことに加え、為替等の影響もあり、売上高は前期を上回りました。

ハマタイト・電材事業は、国内および海外で自動車用接着剤が引き続き好調で、前期を上回りました。

一方、航空部品事業は、民間航空機向けが低調で売上高は前期を下回りました。

3 ATG

売上高は、634億32百万円で、総売上高の9.5%を占めております。

営業利益は、31億92百万円となり、営業利益全体の6.1%を占めております。

新車用タイヤ、補修用タイヤとも、農業用機械需要に回復の兆しが見られたことから、売上高は想定どおりに推移しました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、成長市場、成長分野および研究開発を中心とした設備投資を実施しました。

タイヤ事業では、新商品の上市およびタイヤのハイインチ化・高性能化に対応するため、当社国内工場の製造設備の増強、生産性向上および品質向上等を図りました。海外子会社においても増産のための工場拡張および商品の付加価値向上に向けた投資を実施し、企業価値の向上を図りました。

MB事業では、各種ホースを中心とした生産能力を増強したほか、品質向上等を図りました。

共通設備としては、当社平塚製造所内に「新技術棟」を建設し、また福利厚生の一環 として、神奈川県川崎市中原区に社宅寮を建設しました。

この結果、当期において実施した当社グループの設備投資総額は385億円となりました。

当期中において実施した主な設備投資等は、次のとおりであります。

- 1) 当期中に完成した主要設備 該当する事項はありません。
- 2) 当期において継続中の主要設備 <当社>

工場名	設備の内容
新城工場	乗用車用ラジアルタイヤ製造設備

<子会社>

子会社名	設備の内容
蘇州優科豪馬輪胎有限公司	乗用車用ラジアルタイヤ製造設備
ヨコハマタイヤ フィリピン INC.	乗用車用ラジアルタイヤ製造設備

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2006年度から取り組んできた中期経営計画「グランドデザイン100 (GD100)」の終了を受け、2020年度までの新中期経営計画「GD2020 (ジーディー ニイゼロ ニイゼロ) を本年度からスタートさせます。

当社グループの強みを再定義し、独自路線を強めた各事業の成長戦略を通じて経営基盤を強化し、2020年代のさらなる飛躍に備えることをGD2020の位置づけとしています。

なお、2020年度の定量目標として、売上収益7,000億円、営業利益700億円、営業利益率10%を目指しています。

各分野の戦略は、次のとおりです。

■タイヤ消費財事業

拡大の見込まれるプレミアムタイヤ市場をターゲットに、横浜ゴムの存在感をさら に向上すべく4つの戦略を推進していきます。

① プレミアムカー戦略

技術と品質で選ばれるタイヤメーカーを目指す

② ウィンタータイヤ戦略

国内、欧州、ロシア・北欧向けウィンタータイヤで性能No.1を目指す

③ ホビータイヤ戦略

レースやクラシックカーなどあらゆる自動車趣味に対応する商品ラインアップの 拡充を図る

④ お客様とのコミュニケーションを活性化

「クルマのある生活をもっと楽しく!」を体現するタイヤメーカーを目指す

■タイヤ生産財事業

オフハイウェイタイヤを成長ドライバーとした事業拡大と北米事業基盤を生かしたトラック・バス用タイヤの拡販に取り組みます。

- ① オフハイウェイタイヤ
 - ・ATGの農業機械用・林業機械用タイヤ、愛知タイヤ工業株式会社の産業車両用タイヤおよび横浜ゴムの建設車両用タイヤを最大限に活用し、事業ポートフォリオのさらなる拡充を図ります。
 - ・インドを拠点としたATGの持つ圧倒的なコスト競争力を強みに拡販します。
 - ・競争優位な特殊用途タイヤをさらに強化します。

② トラック・バス用タイヤ

- ・米国ミシシッピ州に建設した最新鋭の設備を持つトラック・バス用タイヤ工場 の高い品質と柔軟な供給体制を強みに、世界最大級の北米市場での拡販を図り ます。
- ・独自技術「SpiraLoop®(スパイラループ)」を採用した超偏平シングルタイヤを積極的に展開していきます。

■MB事業

得意分野への資源集中をテーマに掲げ、自動車部品ビジネスの拡大と海洋事業での確固たる世界No.1を目指します。

- ① 自動車部品ビジネス
 - ・自動車用ホース配管や接着剤などのグローバル展開をさらに加速します。
 - ・次世代技術・商品の開発を推進します。
- ② 海洋事業
 - ・日本、インドネシア、イタリアの3拠点生産体制を最大限に活用し、世界的に 高評価を得ているマリンホースや空気式防舷材などを拡販します。
 - ・独自技術による商品開発をさらに推進します。

■技術戦略

強みである独自の特性コントロール技術とグローバル開発体制により、卓越した性能と品質の商品を作り出し、GD2020の事業戦略を支えます。また、先行技術開発として重要なモータースポーツ活動を今後も積極的に進め、最高レベルの技術を追求していきます。

■ブランド戦略

2015年より開始した英国プレミアリーグ「チェルシーFC」とのパートナー契約を 今後も最大限活用し、グローバルでのブランド強化を図ります。

■経営基盤強化

「CSR」、「人事施策」、「コーポレート・ガバナンス」、「リスクマネジメント」、「財務戦略」に取り組んでまいります。中でも「財務戦略」では、成長戦略の着実な推進によって創出されたキャッシュ・フローとグループ資金の有効活用により、有利子負債削減等の財務基盤の強化と適正な株主還元の両立を目指します。

(6) 財産および損益の状況の推移

	X		分	2014年12月期 (第 139 期)	2015年12月期 (第 140 期)	2016年12月期 (第 141期)	2017年12月期 (第 142 期) 当期
売	上	高	(百万円)	625,245	629,856	596,193	668,049
(= 1	帰属	株主 する 利益	(百万円)	40,502	36,307	18,787	35,217
1 棋	当た	り当期	純利益(円)	125.34	226.07	117.17	219.65
総	資	産	(百万円)	734,511	710,716	902,990	929,029

- (注) 1. 第142期につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
 - 2. 自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり当期純利益を算出しております。
 - 3. 第140期の1株当たり当期純利益につきましては、2015年7月1日付で当社普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施したことを踏まえ、期首に当該株式併合が実施されたものと仮定して算定しております。
 - 4. 第141期において、総資産が著しく増加しているのは、主に2016年7月1日付で Alliance Tire Groupを連結子会社化したためであります。

(7) 重要な子会社の状況(2017年12月31日現在) 1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	主要な事業内容	当社の出資比率
㈱ヨコハマタイヤジャパン	百万円 490	タイヤおよび 関連商品の販売	90.58%
愛知タイヤ工業㈱ ※	百万円 98	産業車両用タイヤの 製造・販売	100.0%
ヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ (米国)	百万米ドル 89.72	ヨコハマタイヤ コーポレーション等の 株式の所有	100.0%
ココハマタイヤ コーポレーション (米国)	百万米ドル 30.02	タイヤおよび 関連用品の販売	間接所有 100.0%
ヨコハマタイヤ フィリピン INC. (フィリピン)	百万米ドル 86.93	タイヤおよび 関連用品の製造・販売	100.0%
杭州優科豪馬輪胎有限公司 (中国)	百万元 644.49	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
ヨコハマタイヤ マニュファ クチャリング (タイ)	百万バーツ 5,886.9	タイヤおよび 関連用品の製造・販売	100.0%
優科豪馬橡胶有限公司 (中国)	百万元 1,833.30	杭州優科豪馬輪胎有限公司、 蘇州優科豪馬輪胎有限公司等 の株式の所有、統括	100.0%
蘇州優科豪馬輪胎有限公司 (中国)	百万元 1,104.17	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
LLC ヨコハマ R.P.Z. (ロシア)	百万ルーブル 5,691.45	タイヤの製造・販売	86.77% 間接所有 0.00%
ヨコハマタイヤベトナム INC. (ベトナム)	百万ベトナムドン 183,974.60	タイヤの製造・販売	100.0%
ヨコハマ・インディア PVT. LTD (インド)	百万インドルピー 1,549.24	タイヤの製造・販売	100.0%
ヨコハマタイヤ マニュファクチャリング ミシシッピ, LLC (米国)	百万米ドル 215.75	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
ヨコハマタイヤ マニュファクチャリング ヴァージニア LLC (米国)	百万米ドル 90.75	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
横浜ゴムMBジャパン(株)	百万円 167.5	工業用品販売	100.0%

会 社 名	資 本 金	主要な事業内容	当社の出資比率
ヨコハマ インダストリーズ アメリカズ オハイオ INC. (米国)	百万米ドル 4	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
ヨコハマ インダストリーズ アメリカズ INC. (米国)	百万米ドル 7.37	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
協機工業股份有限公司 (中華民国)	百万台湾ドル 249	工業用品の製造・販売	49.0%
ヨコハマラバー (タイランド) カンパニーLTD (タイ)	百万バーツ 120	工業用品の製造・販売	79.75%
山東横浜橡胶工業制品 有限公司(中国) ※	百万元 154.53	工業用品の製造・販売	間接所有 77.02%
杭州優科豪馬橡胶 制品有限公司(中国)	百万元 246.61	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
PT.ヨコハマ工業品製造 インドネシア (インドネシア)	百万米ドル 24.5	工業用品の製造・販売	99.49% 間接所有 0.51%
ヨコハマ工業品イタリア S.R.L. (イタリア)	千ユーロ 1,000	工業用品の製造・販売	100.0%
ヨコハマ インダストリーズ アメリカズ メキシコ S. de R.L. de C. V. (メキシコ)	百万米ドル 1.5	工業用品の製造・販売	間接所有
Alliance Tire Group B.V. (オランダ)	千ユーロ 665	子会社株式の所有	100.0%
アライアンス・タイヤ・ グループ(株) ※	円 1	Alliance Tire Company Ltd.、 ATC Tires Private Ltd. 等の株式の所有	100.0%
Alliance Tire Company Ltd. (イスラエル)	新シェケル 150	農業機械用等タイヤの 製造・販売	間接所有 100.0%
ATC Tires Private Ltd. (インド)	百万インドルピー 1,346	農業機械用等タイヤの 製造・販売	間接所有 100.0%
ヨコハマゴム・ ファイナンス(株)	百万円 100	資金の調達・貸付・運用業務	100.0%
ヨコハマラバー シンガポール PTE. LTD. (シンガポール共和国)	百万米ドル 20	タイヤ用原材料の調達・ 販売	100.0%

[※] 当期新たに「重要な子会社」として追加いたしました。

2) 特定完全子会社の状況 該当する事項はありません。

(8) 主要な事業内容(2017年12月31日現在)

当社グループは、下記の製品の製造・販売を行っております。

事 業		業	主 要 製 品
タ	1	ヤ	乗用車用、トラック・バス用、産業車両用、建設車両用のタイヤ、 タイヤ関連用品ほか
М		В	コンベヤベルト、各種ホース、接着剤・シーリング材、 航空機用ゴム・金属・複合材商品ほか
Α	Т	G	農業機械用、産業車両用、建設車両用、林業機械用のタイヤほか
そ	の	他	スポーツ用品ほか

(9) 主要な営業所および工場(2017年12月31日現在)

1) 当社

名 称	所在地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都	三島工場	静岡県	尾道工場	広島県
平塚製造所	神奈川県	新城工場	愛知県	長野豊丘工場	長野県
三重工場	三重県	茨城工場	茨城県		

2) 子会社

国内

会 社 名	所 在 地
㈱ヨコハマタイヤジャパン	東京都
愛知タイヤ工業㈱	愛知県
横浜ゴムMBジャパン(株)	東京都
アライアンス・タイヤ・グループ㈱	東京都
ヨコハマゴム・ファイナンス㈱	東京都

会 社 名	所 在 地
ヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ	米国 カリフォルニア州
ヨコハマタイヤ コーポレーション	米国 カリフォルニア州
ヨコハマタイヤ フィリピン INC.	フィリピン クラーク 特別経済区
杭州優科豪馬輪胎有限公司	中国 浙江省
ヨコハマタイヤ マニュファクチャリング(タイ)	タイ ラヨーン県
優科豪馬橡胶有限公司	中国 上海市
蘇州優科豪馬輪胎有限公司	中国 江蘇省
LLC ヨコハマ R.P.Z.	ロシア リペツク 特別経済区
ヨコハマタイヤ ベトナム INC.	ベトナム ビンジュン省
ヨコハマ・インディア PVT. LTD	インド ハリアナ州
ヨコハマタイヤ マニュファクチャリングミシシッピ, LLC	米国 ミシシッピ州
ヨコハマタイヤ マニュファクチャリングヴァージニア LLC	米国 バージニア州
ヨコハマ インダストリーズ アメリカズ オハイオ INC.	米国 オハイオ州
ヨコハマ インダストリーズ アメリカズ INC.	米国 ケンタッキー州
協機工業股份有限公司	中華民国 桃園県
ヨコハマラバー(タイランド)カンパニーLTD	タイ ラヨーン県
山東横浜橡胶工業制品有限公司	中国 山東省
杭州優科豪馬橡胶制品有限公司	中国 浙江省
PT.ヨコハマ工業品製造インドネシア	インドネシア バタム島
ヨコハマ工業品イタリアS.R.L.	イタリア アブルッツオ州
ヨコハマ インダストリーズ アメリカズ メキシコ	メキシコ
S. de R.L. de C. V.	アグアスカリエンテス州
Alliance Tire Group B.V.	オランダ 北ホラント州
Alliance Tire Company Ltd.	イスラエル ハイファ地区
ATC Tires Private Ltd.	インド マハーラーシュトラ州
ヨコハマラバー シンガポール PTE. LTD.	シンガポール共和国

(10) 従業員の状況 (2017年12月31日現在)

Σ	₹ 5	分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
タ	1	ヤ	18,006名	259名增
М		В	3,855名	479名增
Α	Т	G	2,307名	56名增
そ	の	他	1,271名	35名増
合		計	25,439名	829名增

- (注) 1. 従業員数は、当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 - 2. 「MB」における従業員数増加の主な理由は、新たに山東横浜橡胶工業制品有限公司を重要な子会社として追加したことによるものであります。

(11) 当社の主要な借入先(2017年12月31日現在)

	借	入	先	借入額(百万円)
㈱みずほ銀行				79,219
㈱横浜銀行				37,317
農林中央金庫				18,584

2. 会社の株式に関する事項(2017年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 169,549,081株

(自己株式 9,210,890株を含む)

(3) 株主数 12,193名(前期末比 934名減)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本ゼオン(株)	16,276	10.15
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	13,748	8.58
朝日生命保険相互会社	10,905	6.80
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	9,747	6.08
㈱みずほ銀行	6,130	3.82
資産管理サービス信託銀行㈱(投信受入担保口)	3,334	2.08
東京海上日動火災保険㈱	2,851	1.77
第一生命保険㈱	2,660	1.65
㈱横浜銀行	2,499	1.55
古河電気工業㈱	2,464	1.53

⁽注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(2017年12月31日現在)

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(2017年12月31日現在)

丑	氏 名		名	地位および担当	重要な兼職の状況
南	雲	忠	信	代表取締役会長	一般社団法人日本ゴム工業会会長
野	地	彦	旬	取締役副会長	ATC Tires Private Ltd.取締役会長
山	石	昌	孝	代表取締役社長 経営企画本部長 取締役 専務執行役員	
大	石	貴	夫	MB管掌 兼工業資材事業部長	
桂	Ш	秀	人	取締役 専務執行役員	ヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ取締役社長兼CEO
Ξ	上		修	取締役 専務執行役員 タイヤ管掌 兼タイヤ国内REP営業本部長	
小	松	滋	夫	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 兼グローバル調達本部長 兼CSR本部担当	ヨコハマラバー シンガポール PTE. LTD.取締役社長
中	野		茂	取締役 常務執行役員 タイヤ生産統括 兼タイヤ生産本部長 兼タイヤ生産技術本部長	
野	呂	政	樹	取締役 常務執行役員 タイヤ技術統括 兼タイヤ消費財開発本部長 兼研究本部担当	
古	河	直	純	取締役	日本ゼオン㈱代表取締役会長 ㈱トウペ会長
岡	田	秀	_	取締役	石油資源開発㈱代表取締役社長 日本海洋石油資源開発㈱ 代表取締役社長 ㈱ジャペックスガラフ代表取締役社長
竹	中	宣	雄	取締役	ミサワホーム㈱取締役会長 一般社団法人環境共生住宅推進 協議会会長 一般財団法人住宅生産振興財団理事長
高	岡	洋	彦	常任監査役(常勤)	
菊	地	也寸志		監査役(常勤)	
佐	藤	美	樹	監査役	朝日生命保険相互会社 代表取締役会長
山	田	昭	雄	監査役	
亀	井		淳	監査役	

- (注) 1. 2017年3月30日開催の第141回定時株主総会において、新たに野呂政樹氏が取締役に選任され、就任しました。
 - 2. 菊地也寸志氏は、2017年3月30日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって、 任期満了により取締役を退任し、新たに監査役に選任され、就任しました。
 - 3. 大尾雅義氏は、2017年3月30日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって、 任期満了により監査役を退任しました。
 - 4. 重要な兼職の異動の状況について
 - (1) 取締役副会長 野地彦旬氏は、2017年4月3日付でATC Tires Private Ltd.取締役会長に就任しました。
 - (2) 取締役専務執行役員 桂川秀人氏は、2017年3月30日付でヨコハマタイヤ(カナダ)INC.取締役CEOを退任しました。
 - (3) 取締役常務執行役員 小松滋夫氏は、2017年3月30日付でヨコハマゴム・ファイナンス㈱の代表取締役社長を退任しました。
 - (4) 取締役 竹中宣雄氏は、2017年6月29日付でミサワホーム㈱の代表取締役社長を退任し、同社会長に就任しました。また、2011年6月22日付で、一般社団法人環境共生住宅推進協議会会長に、2016年6月15日付で、一般財団法人住宅生産振興財団理事長に就任しました。
 - (5) 監査役 佐藤美樹氏は、2017年4月1日付で朝日生命保険相互会社の代表取締役社 長を退任し、同社代表取締役会長に就任しました。
 - (6) 監査役 亀井 淳氏は、2017年2月28日付で㈱イトーヨーカ堂代表取締役社長を、2017年2月28日付で㈱丸大代表取締役社長を、それぞれ退任しました。
 - 5. 取締役 古河直純氏、岡田秀一氏および竹中宣雄氏は、社外取締役であります。
 - 6. 監査役 佐藤美樹氏、山田昭雄氏および亀井 淳氏は、社外監査役であります。
 - 7. 監査役 佐藤美樹氏は、朝日生命保険相互会社の経営企画部門および経理部門にて、 財務および会計に関する業務をそれぞれ経験しており、財務および会計に関する相 当程度の知見を有するものであります。
 - 8. 取締役 岡田秀一氏および竹中宣雄氏、監査役 佐藤美樹氏、山田昭雄氏および亀井淳氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

9. 2017年12月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

	氏	名		地 位 お よ び 担 当
伏	見	隆	晴	常務執行役員 タイヤ海外営業本部長
久	世	哲	也	常務執行役員 ヨコハマ コーポレーション オブ ノースアメリカ取締役副社長 兼 ヨコハマタイヤ マニュファクチャリング ミシシッピ, LLC 取締役社長 兼 タイヤ北米工場臨時建設本部長
鈴	木		忠	常務執行役員 IT企画本部長 兼 タイヤ物流本部長
挾	間	浩	久	常務執行役員 タイヤ直需営業本部長
岸		温	雄	常務執行役員 タイヤ生産財事業本部長 兼 生産財事業企画部長
近	藤	成	俊	常務執行役員 優科豪馬橡胶有限公司董事長兼総経理 兼 上海優科豪馬輪胎销售有限公司董事長
黒	Ш	泰	弘	執行役員 愛知タイヤ工業㈱代表取締役会長
中	澤	和	也	執行役員 平塚製造所長
瀧	本	真	_	執行役員 ヨコハマタイヤ コーポレーション取締役CEO 兼 ヨコハマタイヤ(カナダ)INC.取締役CEO 兼 ヨコハマタイヤ メキシコ S. de R.L. de C. V.取締役CEO
塚	田	修	_	執行役員 CSR本部長
小	林	_	司	執行役員 ヨコハマタイヤ フィリピン INC.取締役社長
島	田		淳	執行役員 MB管掌補佐 兼 MB生産・技術担当
城	Ш		隆	執行役員 タイヤ材料開発本部長 兼 研究本部長
山	本	忠	治	執行役員 タイヤ企画本部長
松	尾	剛	太	執行役員 経理部長 兼 ヨコハマゴム・ファイナンス㈱代表取締役社長
池	田		均	執行役員 ㈱ヨコハマタイヤジャパン代表取締役社長 兼 タイヤ国内REP営業本部長代理
細	田	浩	之	執行役員 横浜ゴムMBジャパン㈱代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役および監査役の報酬等

取締役13名 566百万円(うち社外取締役3名 24百万円) 監査役6名 77百万円(うち社外監査役3名 19百万円)

- (注) 1. 報酬等の額には、役員賞与(取締役145百万円、監査役12百万円)の額を含めております。
 - 2. 人員数および支給額には、2017年3月30日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含めております。
 - 3. 上記支給額のほか、2007年6月28日開催の第131回定時株主総会決議に基づき、2016年3月をもって退任した取締役1名(当期中に執行役員を退任)に対し、退職慰労金として12百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

区分		氏	名		兼職の状況	
	古	河	直	純	日本ゼオン㈱代表取締役会長 ㈱トウペ会長	
社外取締役	岡	田	秀	_	石油資源開発㈱代表取締役社長 日本海洋石油資源開発㈱代表取締役社長 ㈱ジャペックスガラフ代表取締役社長	
	竹	中	宣	雄	ミサワホーム㈱取締役会長 一般社団法人環境共生住宅推進協議会会長 一般財団法人住宅生産振興財団理事長	
	佐藤美		美	樹	朝日生命保険相互会社代表取締役会長	
社外監査役	山	田	昭	雄		
	亀	井		淳		

- (注) 1. 社外取締役古河直純氏の兼職先である日本ゼオン㈱は、合成ゴムなどの主要な供給 先であります。また、同社は、当社株式16,276千株(議決権比率10.15%)を有 する大株主であります。
 - 2. 社外監査役佐藤美樹氏の兼職先である朝日生命保険相互会社は、当社と金銭借入の取引があります。また、同社は、当社株式10,905千株(議決権比率6.80%)を有する株主であります。
- 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当する事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

区	ग्रे		氏	名	I	取締役会および監査役会 への出席状況	主な発言状況
社外取締役		古	河	直	純	取締役会:全14回に出席	主に企業の経営および経理・ 財務に関する豊富な知見に根 ざした提言や意見表明を積極 的に行っています。
		岡	田	秀	_	取締役会:14回中12回出席	経済・社会など企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき、国際的な視点からの提言や意見表明を積極的に行っています。
		竹	中	宣	雄	取締役会:14回中13回出席	主に長年に亘る企業経営の経験および豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。
		佐	藤	美	樹	取締役会:14回中12回出席 監査役会:7回中6回出席	主に企業の経営および経理・ 財務に関する豊富な知見に根 ざした提言や意見表明を積極 的に行っています。
社外監査	上外監査役	山	田	昭	雄	取締役会:14回中12回出席 監査役会:全7回に出席	主に行政機関での経験に基づ く専門的な知見に根ざした提 言や意見表明を積極的に行っ ています。
		亀	井		淳	取締役会:14回中13回出席 監査役会:7回中6回出席	主に長年に亘る企業経営の経験および豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	130百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	259百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、 ト記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、国際財務報告基準への移行に関する助言業務等を委託した対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、監査役会規則に基づき、会計監査人の職務遂行状況を総合的に 判断し、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで、重要な疑義を抱く事象 が発生した場合には、監査役会で審議し、監査役会が株主総会に提出する会計監査 人の解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合においても、会計監査人の解任または不再任につき審議し、監査役会が解任・再任を決定いたします。監査役全員の同意に基づき解任を決定した場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

- ① 処分対象 新日本有限責任監査法人
- ② 奶分内容
 - ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月 (2016年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ③ 処分理由
 - ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務 書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
 - ・運営が著しく不当と認められたため。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会における決議により、「内部統制システムの基本方針」を定めております。

その内容は次のとおりです。

- (1) 当社および当社グループ会社各社(以下、総称して「当社グループ」といいます) の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制
 - ① 当社グループの取締役および従業員は、法令および定款を遵守し、また横浜ゴムグループの「企業理念」「行動指針」に従い、忠実に職務を果たします。 さらに、上記「行動指針」に反社会的勢力や団体とは一切の関係を遮断することを定め、毅然とした態度で反社会的勢力を排除しています。
 - ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会およびその実行部門としてのコンプライアンス推進室を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を取締役会および監査役に報告しています。
 - ③ 当社の内部監査部門は、コンプライアンス担当部署と連携のうえ、当社グループへの内部監査を実施しています。
 - ④ 当社グループ(国内)の取締役および従業員は、内部通報窓口としてのコンプライアンス・ホットラインを利用して当社のコンプライアンス推進室または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができ、通報をしたことによって不利益な取り扱いを受けないことが確保されています。
 - ⑤ 当社は、当社グループに重大な法令もしくは定款違反またはその他コンプライアンスに係る重大な事実が発見された場合、直ちにコンプライアンス委員会を招集し、委員長および監査役に報告のうえ、外部専門家等と協力しながら解決を図る体制を構築しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の重要な情報について、「文書管理規則」、「営業秘密管理規則」、「個人情報管理規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、適切に作成、保存および管理しています。
- ② 当社の取締役および監査役は、常時これら保存された情報を閲覧できるものとしています。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループを取り巻くリスクからの防衛体制を強固なものとすべく、 CSR担当役員を議長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、「リスク マネジメント委員会規則」に基づき、経営に重大な影響を及ぼすリスクを横断 的に管理し、適切に対応しています。
- ② 当社は、当社グループのコンプライアンス、安全衛生、災害、環境、情報セキュリティ、輸出管理等に係わるそれぞれのリスクカテゴリーごとに専門の委員会を設置し、リスクの管理を行っています。
- ③ また、随時、当社グループの業務執行に関するリスクを特定し、見直すとともに、リスク管理体制の見直しも行っています。
- ④ 前項に基づき設置された各委員会の事務局は、自委員会が所管するリスクの管理状況について、定期的に、取締役会や経営会議等において報告しています。
- ⑤ 当社は、当社グループにおいてリスク事象が発生した場合は、直ちに当該事象に対応する委員会を招集し、委員長および監査役に報告のうえ、外部専門家等と協力しながら解決を図る体制を構築しています。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図っています。
- ② 当社は、取締役会の運営を定める「取締役会規則」および社内各組織の機能や 運営基準を定める社則を定め、これら規則に基づいて取締役会を開催しています。
- ③ 当社は、当社グループの経営方針および経営戦略に係わる重要事項については、「経営会議規則」に基づき、経営会議にて十分に審議したうえで、取締役会に 諮っています。
- ④ 当社は、当社グループの経営計画を定め、この目標達成に向けて取締役および 各部門が実施すべき具体的な課題および施策を明確化しています。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの予算は、当社の経営会議での承認を得たうえで執行されています。そして、当社グループの事業内容は、定期的に取締役会および経営会議に報告されています。
- ② 当社は、「関係会社会計処理要領」の規定に基づき、当社グループの決算を実施しています。

- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループに対して、会計監査、業務監査およびコンプライアンス監査を計画的に実施し、その結果を取締役、監査役および担当部署に報告する体制を構築しています。
- ④ 当社は、当社グループ会社各社が所属する事業部門に、各グループ会社の内部 統制を担当する部署を定め、特定のグループ会社において問題が発生した場合 は、当該グループ会社が自ら当該部署に報告する仕組みを構築しています。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき従業員(以下「監査役付従業員」といいます) が設置された場合における当該監査役付従業員に関する体制

当社は、監査役の要請に応じて、「監査役監査基準」に基づき、監査役の職務を補助するための人員として監査役付従業員を配置しています。

- (7) 当社の監査役付従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する監査役の 指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当社は、「監査役監査基準」に基づき、監査役付従業員について、当社の取締役からの独立性を確保しています。
 - ② 監査役付従業員の人事異動、人事評価等については、当社の監査役の意見を尊重し、同意を必要としています。
 - ③ 監査役付従業員は、当社の業務執行にかかる役職を兼務していません。
 - ④ 監査役付従業員は、当社の監査役に同行し、または監査役の指示を受けて、当社の会計監査人や当社グループ会社各社の監査役と定期的に意見交換をする場に参加し、必要とする資料の提出を要求するなど、情報を収集する権限が付与されています。
- (8) 当社グループの取締役および従業員ならびに当社グループ会社各社の監査役が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ① 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、各委員会、およびその他の重要な会議に出席し、業務執行に関する報告を受けています。
 - ② 前項に加え、当社の監査役の要請があった場合は、取締役および従業員ならびに当社グループ会社各社の取締役、監査役および従業員は、「監査役監査基準」に基づき、当社の監査役に必要な報告を行うものとしています。
 - ③ 当社の監査役は、各部門および当社グループ会社各社への計画的なヒヤリング を通じて、当社グループの情報を入手し、実態を把握しています。
 - ④ 当社グループは、本条各項にしたがって当社の監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはないことを確保する体制を整えています。
 - ⑤ 当社の監査役は、年2回開催される「グループ監査役会」において、当社グループ会社各社(国内)の監査役から情報を入手し、実態を把握しています。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、当社グループの代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、協議しています。
- ② 当社の監査役は、当社の取締役会にて「監査役監査基準」に基づいた監査方針の説明を行い、経営に対して実施する監査の重点事項を説明しています。
- ③ 当社は、法令違反、コンプライアンス上の問題、内部通報に関する問題および当社の業務に影響を与える重要な事項が発生した場合、当社の取締役が、ただちに監査役に報告する体制を確保しています。
- ④ 当社は、当社の監査役の職務の執行上必要と認める費用の前払または償還について、監査役の請求等に従い、速やかに処理します。

以上の方針に基づき、当事業年度中に実施した内部統制システムの主な運用状況は、次のとおりです。

(1) 当社および当社グループ会社各社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社のコンプライアンス委員会は、定期開催され、方針どおりに行われていることを確認しました。また、コンプライアンスにかかる活動状況(2017年度上期分)は、2017年11月開催のCSR会議にて報告されております。
- ・「コンプライアンス内部通報規則」において、報告者が不利な取扱いを受けない体制の確保について、明確化されていることを確認しました。 併せて、国内の連結子会社についても内部通報に関する規則が制定(報告者が不利益な取り扱いを受けない体制の確保)されていることを確認しました。
- ・2017年度の当社グループ(国内)の取締役および従業員による内部通報に関する事項は、2018年2月開催の取締役会にて報告されております。
- ・当社の内部監査部門が、当社グループの監査を実施(16件)していることを監査 報告会議事録により確認しました。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の各会議・委員会(取締役会、経営会議、執行役員会、CSR会議、コンプライアンス委員会、中央防災会議、環境推進会議、リスクマネジメント委員会等)の議事録は、方針どおりに適切に作成、保存および管理されていることを確認しました。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の各会議・委員会(CSR会議、コンプライアンス委員会、中央防災会議、環境推進会議、リスクマネジメント委員会等)は、定期的に開催され、それぞれが所管する当社グループのリスクについて、方針どおりに適切に管理および対応していることを確認しました。
- ・2017年5月に当社グループのヨコハマタイヤ フィリピン INC. において火災が 発生した際は、ただちに本社にてタイヤ管掌を議長とする「災害対策会議」を設置し、関連する役員、部門長および現地工場長などにより、被害状況および原因 の調査、生産復旧対応および渉外対応について協議・実行していることを確認しました。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会、経営会議および執行役員会が、方針どおりに行われていること を確認しました。
- ・2017年5月および11月に開催された当社役員全体会議(役員合宿)において、 当社グループの経営計画にかかる目標達成に向けて実施すべき具体的な課題およ び施策が明確化されました。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループの予算審議・重要案件の審議は、方針どおり行われていることを確認しました。
- ・当社グループのコンプライアンス体制が方針どおり確保されていることを確認しました。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき従業員が設置された場合における当該監査役付 従業員に関する体制

監査役付従業員は、「監査役監査基準」に基づき、1名設置されております。

(7) 当社の監査役付従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する監査役の 指示の実効性の確保に関する事項

「監査役会規則」、「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の 実施基準」において、監査役付従業員の独立性と職務権限の確保について、明確 化されていることを確認しました。

(8) 当社グループの取締役および従業員ならびに当社グループ会社各社の監査役が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・常勤監査役は、すべての取締役会(14回開催)、経営会議 I (12回開催)、経営会議 I (37回開催) および執行役員会(2回開催)に出席しました。また、取締役会における社外監査役の監査状況を確認しました。
- ・監査役による監査は、部門監査、事業所監査、関連子会社監査(国内外)、決算 監査について、方針どおり計画的に行われていることを確認しました。
- ・監査室による監査内容は、監査役へすべて報告されており、方針どおりの報告体制であることを確認しました。
- ・「コンプライアンス内部通報規則」、「監査役会規則」、「監査役監査基準」および 「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、報告者が不利益な取扱い を受けない体制の確保について、明確化されていることを確認しました。 併せて、国内の連結子会社についても内部通報に関する規則が制定(報告者が不 利益な取扱いを受けない体制の確保)されていることを確認しました。
- ・常勤監査役は、グループ監査役会において、当社グループ会社(国内)各社の監 査役から報告を受けていることを確認しました。
- ・監査役による「役員ヒアリング」を実施(対象者22名)していることを確認しました。これは、従来の部門監査とは異なり、監査役が、各役員に経営、業務執行の観点からヒアリングを行い、取締役の職務執行を監査する目的も含まれています。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を実施しました。
- ・監査役は、取締役会において「監査方針」等を説明し、また、すべての取締役会、 経営会議およびコンプライアンス委員会に出席し、報告を受けていることを確認 しました。
- ・監査役と代表取締役(会長および社長)との定期会合は、計3回実施されました。
- ・「監査役会規則」、「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役の職務の執行上発生する費用の処理方法について明文化されていることを確認しました。
- ・監査の実効性が方針どおり確保されていることを確認しました。

⁽注) 事業報告に記載の金額(1株当たり当期純利益は除く)は、百万円未満もしくは億円未満を切り捨て、また、千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	370,349	流動負債	205,529
現金及び預金	60,956	支払手形及び買掛金	68,161
受取手形及び売掛金	175,044	電子記録債務	8,138
電子記録債権	10,449	短期借入金	62,774
商品及び製品	67,356	未 払 法 人 税 等	3,410
仕 掛 品	8,173	未 払 費 用	39,011
原材料及び貯蔵品	30,670	返品調整引当金	1,119
繰 延 税 金 資 産	6,675	そ の 他	22,913
そ の 他	14,239	固定負債	331,558
貸 倒 引 当 金	△3,215	社 債	50,000
固定資産	558,680	長期借入金	203,142
有形固定資産	302,857	繰延税金負債	48,978
建物及び構築物	96,897	退職給付に係る負債	15,540
機械装置及び運搬具	117,094	その他	13,896
土 地	47,893	負債合計(純資産の部)	537,087
建設仮勘定	22,133	(純 資 産 の 部) 株 主 資 本	325,210
その他	18,837	14	38,909
無形固定資産	132,924	資本剰余金	31,058
o h h	81,505	利益剰余金	267,362
その他	51,419	自己株式	△12,118
投資その他の資産	122,898	その他の包括利益累計額	58,714
投資有価証券	108,350	その他有価証券評価差額金	51,403
退職給付に係る資産	2,336	繰延ヘッジ損益	△504
繰延税金資産	3,008	為替換算調整勘定	11,826
その他	9,746	退職給付に係る調整累計額 非 支 配 株 主 持 分	△4,011
貸倒引当金	△543	非 支 配 株 主 持 分 純 資 産 合 計	8,016 391,941
資 産 合 計	929,029	負債及び純資産合計	929,029

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科	目	金	額
		百万円	百万円
売 上 高			668,049
売 上 原 価			433,560
売 上 総 利 益			234,489
販売費及び一般管理費			182,556
営業 利益			51,933
営業外収益			
	受 取 利 息	528	
	受 取 配 当 金	2,190	
	為 替 差 益	332	
	そ の 他	3,634	6,684
営業外費用			
	支 払 利 息	3,089	
	そ の 他	2,641	5,730
経常 利益			52,887
特別利益			
	固定資産売却益	1,093	
	投資有価証券売却益	4,340	5,433
特別 損失			
	固定資産除売却損	793	
	減 損 損 失	583	
	火 災 損 失	4,176	5,553
税金等調整前当期純利益			52,768
法人税、住民税及び事業税		15,525	
法 人 税 等 調 整 額		1,145	16,671
当期 純利益			36,097
非支配株主に帰属する当期純利益			879
親会社株主に帰属する当期純利益			35,217

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	157,310	流 動 負 債	284,793
現金及び預金	821	支 払 手 形	3,393
受 取 手 形	4,696	電子記録債務	4,758
売 掛 金	113,919	買 掛 金短期借入金	41,008 195,454
商品及び製品	12,984	未払費用	15,672
仕 掛 品	4,526	未払法人税等	294
原材料及び貯蔵品	8,097	役員賞与引当金	158
繰延税金資産	2,017	関係会社整理損失引当金	1,679
その他	10,246	その他 固定負債	22,375
固定資産	622,031	四 	227,189 50,000
有形固定資産	88,131	長期借入金	153,649
建物	27,640	繰 延 税 金 負 債	19,087
構築物	3,262	退職給付引当金	2,591
機械装置	27,136	その他 負債合計	1,862
車両運搬具	747	負債合計 (純資産の部)	511,983
	5,221	(Managara 19 man) 株 主 資 本	222,232
土 地	14,304	資 本 金	38,909
リース資産	802	資本 剰余金	31,953
建設仮勘定	9,016	資本準備金	31,952
無形固定資産		その他資本剰余金 利 益 剰 余 金	0 163,489
	6,904	利益準備金	8,778
ソフトウェア そ の 他	4,632 2,272	その他利益剰余金	154,711
		配当引当積立金	700
投資その他の資産	526,995	固定資産圧縮積立金	3,028
投資有価証券	96,091	別途積立金	43,900
関係会社株式	387,384	操越利益剰余金 自 己 株 式	107,082 △ 12,118
関係会社出資金	39,804	評価・換算差額等	45,125
長期貸付金	1,196	その他有価証券評価差額金	45,320
その他	2,627	繰延ヘッジ損益	∆ 194
貸倒引当金	△109	純 資 産 合 計	267,358
資 産 合 計	779,341	負債及び純資産合計	779,341

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科	目	金	額
		百万円	百万円
売 上 高			331,559
売 上 原 価			245,990
売 上 総 利 益			85,568
販売費及び一般管理費			67,064
営業利益			18,504
営業 外収益			
	受取利息及び配当金	3,967	
	そ の 他	1,038	5,005
営業 外費 用			
	支 払 利 息	2,143	
	そ の 他	1,387	3,531
経常利益			19,979
特別利益			
	固定資産売却益	835	
	投資有価証券売却益	4,275	5,110
特別損失			
	固定資産除売却損	377	
	減 損 損 失	330	
	関係会社整理損	4,183	
	関係会社整理損失引当金繰入額	1,679	
	関係会社株式評価損	1,265	7,835
税引前当期純利益			17,254
法人税、住民税及び事業税		647	
法人税等調整額		△1,023	△375
当期 純利益			17,629

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年2月28日

修印

横浜ゴム株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 勝 彦 卿

指定有限責任社員 公認会計士 阪中業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉岡昌樹卿

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜ゴム株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結提益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜ゴム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2018年2月28日

横浜ゴム株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任計員 公認会計十 原 勝彦印 業務執行計員

指定有限責任社員 公認会計士 阪中 業務執行計員

修印

指定有限責任社員 公認会計士 吉岡昌樹甸

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜ゴム株式会社の2017年 1月1日から2017年12月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照 表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査 を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及 びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般 に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に 計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得る ために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手す るための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計 算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査 法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算 書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評 価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計十法の規定により記載すべき利 害関係はない。

監査役会の監査報告書 謄本

当監査役会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第142期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針・計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株 式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議内内容及び当該決議に基づき整備されてい る体制(内部統制システム)について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報 告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、 取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応 じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年2月28日

横浜ゴム株式会社 監査役会

 常任監査役
 高 岡 洋 彦⑩

 常勤監査役
 菊地也寸志⑩

 社外監査役
 佐 藤 美 樹⑪

 社外監査役
 山 田 昭 雄⑪

 計外監査役
 亀 井 淳⑩

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への配当に備えるため積み立てておりました配当引当積立金を、その目的に沿って取り崩し、期末配当の原資とするため繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

- (1) 減少する積立金の額 配当引当積立金 700,000,000円
- (2) 増加する剰余金の額繰越利益剰余金 700,000,000円
- 2. 期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を図りつつ、配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針としております。

第142期においては、2017年10月13日をもちまして、創立100周年を迎えることができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係者の皆様の長年にわたるご支援、ご協力の賜物と心から感謝しております。

つきましては、当期の期末配当を、株主の皆様に感謝の意を表すとともに、創立100周年を記念いたしまして、普通配当に記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金31円(普通配当26円・記念配当5円) この場合の配当総額は、4,970,483,921円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2018年3月30日

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(12名)が任期満了となります。つきましては、取締役会の効率的な運営を目指し、取締役の総数を2名減らす一方、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、取締役10名(うち、社外取締役4名)の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

政神技候補有は、人のとおりてあります。						
候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数			
1	な くも だ のぶ 南 雲 忠 信 (1947年2月12日生)	1969年4月 当社入社 1994年5月 当社新城工場 副工場長 1996年7月 ヨコハマタイヤ フィリピン INC. 取締役社長 1999年6月 当社取締役 2002年6月 当社常務取締役 2003年6月 当社代表取締役 2004年6月 当社代表取締役 社長 2011年6月 当社代表取締役 会長兼CEO 2016年3月 当社代表取締役 会長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本ゴム工業会会長	97,825株			
	取締役候補者とした理由	南雲忠信氏は、2004年に当社代表取締役社長に就任し、2011年から当社代表取締役会長を務めており、長きに亘り陣頭に立って経営の指揮を執って参りました。また、日本ゴム工業会の会長を務めるなど業界の発展にも寄与しており、当社グループの成長に貢献して参りました。経営全般に対する豊富な知識と経験を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。				

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	でま いし まさ たか 山 石 昌 孝 (1962年6月5日生)	1986年4月 当社入社 当社MD推進室長 2007年6月 2008年11月 空長 当社 GD100 推進室長 2012年1月 2012年1月 2013年10月 解釈アクティス 取締役社長 当社経営企画 至長 東解アクティス 取締役社長 当社取締役社長 当社取締役 関連 計算 2015年3月 2015年3月 2016年7月 第172 第172 第172 第172 第172 第172 第172 第172	9,800株
	取締役候補者とした理由	山石昌孝氏は、2015年に当社取締は当社代表取締役社長に就任し、ポープの成長のために業務執行して参は経営企画本部長を務めておりま施したAlliance Tire Groupの完全営企画部門における豊富な知識と終との監督を適切に行うことができ続き取締役候補者としました。	情力的に当社グル 参りました。現在 す。2016年に実 子会社化などの経 圣験を有し、当社

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	き 三 上 修 (1962年6月5日生)	1985年4月 当社入社 2004年6月 当社入社 当社タイヤ販売推 進部長 2005年6月 当社タイヤ国内販売促進タイヤ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5,500株
	取締役候補者とした理由	三上 修氏は、2016年に当社取締行 在はタイヤ部門の管掌およびタイヤ 部長を務めております。国内外のター おける豊富な経験と知識を有し、当 適切に行うことができると判断し、 候補者としました。	国内REP営業本 イヤ事業部門に 社経営の監督を

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 所有する 重要な兼職の状況 当社株式の数
4	こ 小 松 滋 夫 (1956年8月14日生)	1980年4月 当社入社 2005年6月 当社秘書室長 2007年6月 ヨコハマ ヨーロッパ GmbH代表取締役社長兼ヨコハマロシア LLC 代表取締役社長 兼YOKOHAMA SCANDINAVIA AB 代表取締役社長 2008年6月 当社執行役員 2012年3月 ヨコハマモールド(株代表取締役社長 2013年3月 当社常務執行役員 2014年3月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る)兼ヨコハマゴム・ファイナンス(株表取締役社長 2015年5月 ヨコハマラバーシンガポール PTE、LTD、取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況)ヨコハマラバーシンガポール PTE、LTD、取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ヨコハマラバーシンガポール PTE、LTD、取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ヨコハマラバーシンガポール PTE、LTD、取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ヨコハマラバーシンガポール PTE、LTD、取締役社長 (現在に当社取締役に就任し、現
	取締役候補者とした理由	在は経営管理本部長、グローバル調達本部長、CSR本部担当およびヨコハマラバー シンガポール PTE. LTD.取締役社長を務めております。タイヤ事業部門および管理部門における豊富な経験と知識を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	の 3 まさ き 野 呂 政 樹 (1962年10月13日生)	1986年4月 当社入社 2007年6月 2009年6月 2009年6月 2011年1月 2013年10月 当社新城工場長 当社新城工場長 当社新墳 財製品企 画部長 2014年3月 主社執行役員 兼ヨコスポナションターフィンターフッナナト 2015年3月 当社タイヤ 研究 開発本部 に至る) 2015年4月 2016年3月 2017年3月 2017年3月 2017年3月 第社交 第 報行役員 第 4 元 公 公 元 公 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	4,500株
	取締役候補者とした理由	野呂政樹氏は、2017年に当社取締在はタイヤ技術統括、タイヤ消費則び研究本部担当を務めております。び生産部門における豊富な経験と知経的の監督を適切に行うことができま続き取締役候補者としました。	開発本部長およ タイヤ技術およ 口識を有し、当社

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6	** ごう た 太 剛 太 (1966年4月19日生) 新任	1989年4月 当社入社 2010年6月 当社経理部副部長 2013年10月 当社スポーツマーケティング部長 2015年1月 (㈱プロギア取締役副社長	4,200株
	取締役候補者とした理由	松尾剛太氏は、2017年に当社執行現在は、経理部長および当社の重要 ヨコハマゴム・ファイナンス㈱の行務めております。当社の経理部門するとともに、スポーツ商品部門おり、その経験および知識は当社社に行うことができるものと判断し、補者としました。	要な子会社である 代表取締役社長を で長年の経験を有 での経験も有して 怪営の監督を適切

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
7	ぶる かわ なお ずみ 古 河 直 純 (1944年12月22日生) 社外	1967年4月 日本ゼオン(株)入社 1997年6月 同社取締役 1999年6月 同社専務取締役 2001年6月 同社専務取締役 2003年6月 同社代表取締役社 長 2006年6月 当社監査役 2013年6月 日本ゼオン(株)代表 取締役会長(現在に至る) (株)トウペ会長(現在に至る) 2014年3月 当社取締役(現在に至る) (重要な兼職の状況) 日本ゼオン(株)代表取締役会長 (株)トウペ会長	7,800株
	取締役候補者とした理由	古河直純氏の当社社外取締役就任財 結の時をもって4年となり、企業理・財務に関する豊富な知見に根で 見表明や提言をいただいております における役員としての豊富な経験や 営に反映していただくため、引き終 としました。なお、同氏は、2000 9ヶ月の間、当社社外監査役を務め	の経営および経 ぎした積極的な意 す。日本ゼオン(株) や見識を当社の経 売き取締役候補者 5年6月から7年

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
8	が だ ひで いち 円 円 秀 一 (1951年10月15日生) 社外 独立役員	1976年4月 通商産業省入省 1981年5月 ハーバード大学 ロースクール修了 2001年4月 内閣総理大臣秘書 官 2008年8月 通商政策局長 2010年7月 経済産業審議官 2012年9月 退官 2013年1月 (株)NTTデータ経営研究所顧問 2013年3月 当社取の所ののでは、 2014年7月 日本電気(大田ののでは、 2014年7月 日本国副資源のでは、 で至る) 2016年6月 石油資源解発は、 代表取海洋代表取締役社長、 兼(株)ジャペックスガラフ代表取締役社長 (株)ジャペックスガラフ 代表取締役社長 (株)ジャペックスガラフ 代表取締役社長 (株)ジャペックスガラフ 代表取締役社長	一株
	取締役候補者とした理由	岡田秀一氏の当社社外取締役就任見 結の時をもって5年となり、経済 営を取り巻く事象に関する深い見言 的な視点から、積極的な意見表明な ております。省庁における豊富な紀 発㈱等における企業経営にかかる見 に反映していただくため、引き続き しました。	・社会など企業経 戦に基づき、国際 や提言をいただい 経験や石油資源開 引識を当社の経営

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
9	だけ なか のぶ a 雄 竹 中 宣 雄 (1948年7月16日生)	1972年4月 1988年4月	300株
	取締役候補者とした理由	竹中宣雄氏の当社社外取締役就任 結の時をもって2年となり、長年 経験および豊富な知見に根ざした や提言をいただいております。ミ び同社グループ会社における役員 験や見識を当社の経営に反映して き続き取締役候補者としました。	に亘る企業経営の 積極的な意見表明 サワホーム㈱およ としての豊富な経

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 所有する 重要な兼職の状況 当社株式の数
10	で 河 野 宏 和 (1957年4月22日生) 新任 社外 独立役員	1980年3月 慶應義塾大学工学 部管理工学科卒業 1982年3月 同大学大学院工学 研究科修士課程修了 1987年3月 同大学大学院工学 研究科博士課程 位取得退学 1987年4月 同大学大学院経営 管理研究科授 1991年5月 同大学工ド大学 レーネス研究 員 (~1992年7月) 慶應義塾大学大学院経営 管理研究系列 (~1992年7月) 1998年4月 慶應義塾大学教授 (現在に至る) 2009年10月 同大学大学院経営 管理研究系表 (現在に至る) に対している (現在に至る) 2011年6月 当社独立委員会委員 (~2014年3月) (重要な兼職の状況) 慶應義塾大学大学院経営管理研究 科委員長 慶應義塾大学大学院経営管理研究 科委員長 慶應義塾大学ビジネス・スクール 校長 長臣 ビュー誌編集委員長
	取締役候補者とした理由	河野宏和氏は、日米の大学において長年にわたり経営工学および経営管理を専門に研究されている大学教授であります。現在は、慶応義塾大学大学院経営管理研究科委員長および同大学ビジネス・スクール校長を務めるほか、スタンレー電気㈱および㈱岡三証券グループの社外取締役を務められています。同氏の経営工学および経営管理に関する豊富な学問的知識および他企業における社外取締役としての実績を、当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 担当等は事業報告の「取締役および監査役の氏名等」欄に記載のとおりです。
 - 3. 古河直純氏、岡田秀一氏、竹中宣雄氏および河野宏和氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 古河直純氏の重要な兼職先である日本ゼオン株式会社は、合成ゴムなどの主要な供給先であります。また、同社は、当社株式16,276千株(議決権比率10.15%)を有する大株主であります。
 - 5. 竹中宣雄氏が取締役会長に就任されているミサワホーム株式会社において、同氏が 代表取締役就任中の2013年11月に同社子会社が建設した一部の建物に建築基準法 に基づく型式適合認定の義務違反がありました。同氏は、当該事実および対応方針 が報告、審議された同社取締役会等において、国土交通省からの要請事項を含む当 該対応方針の適正性を確保し、また徹底した原因究明とグループ会社全体における 再発防止に向けた適切な対策を講ずることを指示するなど、その職責を果たしてお ります。
 - 6. 当社は、岡田秀一氏および竹中宣雄氏を独立役員として指定し、東京証券取引所および名古屋証券取引所へ届け出ております。 また、河野宏和氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
 - 7. 古河直純氏、岡田秀一氏、竹中宣雄氏および河野宏和氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 - 8. 古河直純氏、岡田秀一氏、竹中宣雄氏および河野宏和氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - 9. 当社は、古河直純氏、岡田秀一氏および竹中宣雄氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額であります。なお、3氏の選任が承認された場合は、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。また、河野宏和氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間でも同様の内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選仟の件

本総会終結の時をもって社外監査役山田昭雄氏は、任期満了となります。 つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 社外監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
清 水 惠 (1968年7月22日生) 新任 社外 独立役員	1991年3月 東京大学法学部第一類卒業 1993年4月 西村眞田法律事務所入所 (~1995年3月) 1999年4月 西村総合法律事務所再入所 西村ときわ法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) パートナー(現在に至る) 2005年6月 ハーバード大学ロースクー ル卒業(LL.M.) 2005年9月 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP (New York) にて 執務(~2006年3月) 2015年12月 (親EduLab 社外監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 西村あさひ法律事務所パートナー	一株
清水 恵氏は、長年にわたり弁護士として活動を行ってきており、現在は、日本を代表する大手法律事務所においてパートナー弁護士として活躍されております。同氏の法律の専門家としての豊富な経験および知識は、法律的な観点かつ客観的な立場で当社の監査体制をさらに強化していただけるものと判断し、社外監査役候補者としました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 清水 恵氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 清水 恵氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員 の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として 届け出る予定であります。
 - 4. 清水 恵氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 - 5. 清水 恵氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭そのほかの財産を 受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - 6. 清水 恵氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠 償責任限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

第4号議案 取締役(社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の割当てのため の報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年3月28日開催の当社第137回定時株主総会において、年額570百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額300百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は12名(うち社外取締役3名)であり、第2号議案の ご承認が得られた場合、取締役は10名(うち社外取締役4名)となります。

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分にかかる当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数500,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式 式無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準 じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制 限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、5年間から30年間までの間で当 社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該譲渡制限付 株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、 遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において、下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日 以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締 役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割 当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除す る。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトを ご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2018年3月28日(水曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット 等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット 等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行 使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金 (接続料金等) は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 「電話】 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

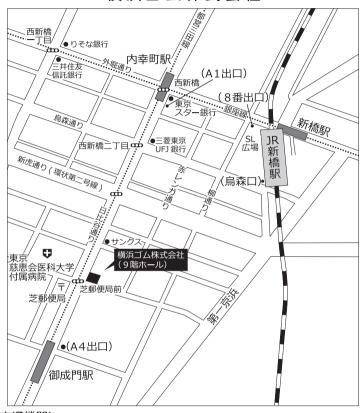
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会会場ご案内図

〒105-8685 東京都港区新橋5丁目36番11号 電話 (03)5400-4500 横浜ゴム株式会社



(交通機関)

・JR 山手線「新橋駅」 (烏 森 口)より 徒歩約15分 ・地下鉄 銀座線「新橋駅」 (8番出口)より 徒歩約15分 三田線「内幸町駅」(A1出口)より 徒歩約12分

三田線「内羊町駅」(A1mロ)より 徒歩約12分三田線「御成門駅」(A4出口)より 徒歩約5分

(お願い) お車でのご来場はご遠慮願います。

